**平成２９年（フ）第２２６号**
千葉県八街市八街ほ252番地２　県営住宅八街第２　１棟402
債務者　比嘉　敏子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２２９号**
千葉県佐倉市上志津1657番地35
債務者　眞籠　俊次
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２５７号**
千葉県富里市七栄649番地308（富里アパート101）
債務者　菅野　春代
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２５８号**
千葉県四街道市鹿渡1032番地１（フローラ・ハイツ201号）
債務者　渡邊　明美（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第７８号**
三重県度会郡玉城町佐田341番地15　カラーリゾート玉城　103号
債務者　小林　貞敏
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２９年（フ）第４４号**
島根県出雲市大社町杵築南1280番地
債務者　山本　　節
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第５０２号**
北九州市八幡西区藤田２丁目４番11―405号
債務者　上田　磨喜（旧姓井筒）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５１７号**
北九州市八幡西区馬場山緑２番４号
債務者　浜田　イチ
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５３０号**
北九州市小倉北区弁天町９番13―203号
債務者　金高　幸代
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第１７０号**
北海道旭川市忠和５条４丁目６番18号　ワールドハイツ201
債務者　川崎　美樹（旧姓新明）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１７１号**
北海道旭川市豊岡６条２丁目２番８号　ハイツマドンナ101
債務者　吉田　孝宏
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１７４号**
北海道旭川市２条通１丁目1324番地の２　早坂ハイツ201
債務者　青木　　綾（旧姓山木・高橋）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１７８号**
北海道旭川市神居４条12丁目２番22号
債務者　向出　由江（旧姓大畠）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１８４号**
北海道旭川市錦町12丁目2967番地の８　スクエア12　106号室
債務者　武田　妙子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１８７号**
北海道旭川市東光９条８丁目５番８号　サイレンスコートⅡ　102号室
債務者　遠藤亜沙美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１８９号**
北海道旭川市豊岡６条２丁目１番８号　グリーンストーン207
債務者　清水　桂子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部